

令和 7 年度

小豆餅ゆすらうめこども園重要事項説明書



目次

☆ 保育信条・理念・目標

1. 施設の目的及び運営の方針
2. 提供する教育、保育の内容
3. 施設・設備の概要
4. 職員体制
5. 教育・保育を提供する日及び保育の提供時間
6. 利用料金及び支払方法
7. 利用の開始、終了に関する事項
8. 入園時に必要な書類等
9. 園と保護者の連絡について
10. 安全管理
11. 緊急時の対応及び非常災害時の対応
12. 健康管理について
13. お子様をお預かりするうえでご理解いただきたい大切なこと
14. 要望・苦情等に関する相談窓口
15. 個人情報の使用について
16. 児童虐待に対する措置
17. 諸注意

☆ デイリープログラム

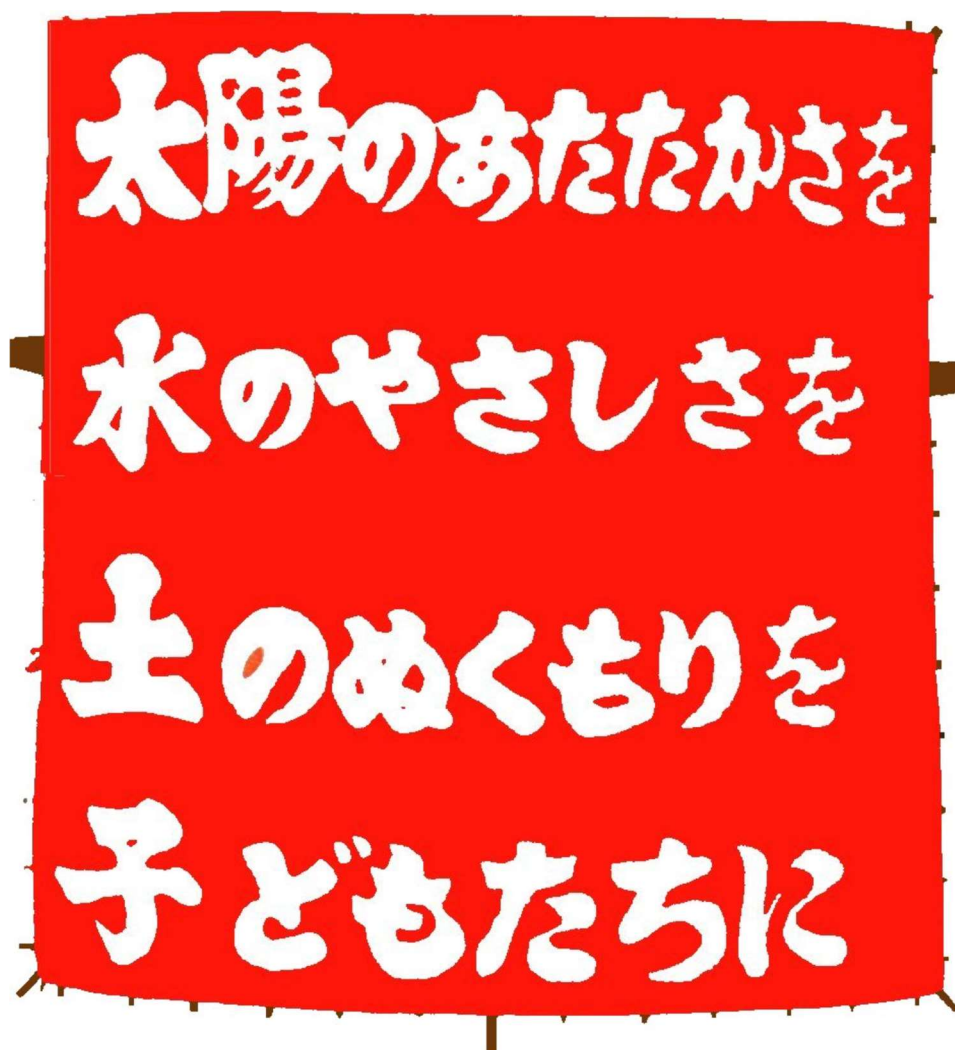
☆ 年間予定

☆ 利用契約書

☆ こども園生活についてのお約束

☆ 保育用品について

保 育 信 条



法人理念

認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号））に基づき、子どもの健全な心身の発達を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培い、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進する。また、地域における家庭援助を行う。

教育、保育理念

幼保連携型認定こども園教育保育要領を基本として、
一人ひとりの育ちを見つめ、子どもの思いを受け止め、生きる力の基礎を培う

教 育 、 保 育 目 標

一人ひとりを大切にし、生きる力を育てる

保育方針

○ 自己肯定感を持つ

どのような気持ちも受け止め、自分を大切にする心を育みます。

○ 楽しく毎日を過ごす

日々の暮らしの中で、見て真似て学びながら自分で考え、行動する力を育みます。

○ 社会性を身につける

対話を通して自分の思いを伝え、相手の気持ちを知り、考えて行動する力を育みます。

○ 基本的な生活習慣を身につける

変わらない毎日の繰り返しの中で生活習慣を身につけていきます。

1. 施設の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名 称	社会福祉法人 住吉会
所 在 地	静岡県浜松市中央区小豆餅四丁目 18 番 2 号
電 話 番 号	053-414-0001
代 表 者 氏 名	理事長 増谷 昌子

○ 利用施設・定員等

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園	
施 設 の 名 称	小豆餅ゆすらうめこども園	
施設の所在地	浜松市中央区小豆餅四丁目 18-2	
連 絡 先	T E L 053-414-0001 F A X 053-414-0002	
園 長 氏 名	園長 増谷 昌子	
対 象 児 童	3 歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満 3 歳未満の乳幼児	
利 用 定 員	1 号認定こども(新 2 号含む) 満 3 歳以上の小学校就学前児童の内、2 号認定こども以外の児童	10 名
	2 号認定こども 3 歳以上の小学校就学前児童の内、保育を必要とする児童	60 名
	3 号認定こども 3 歳未満 (0 歳児は 6 ヶ月～) の児童で保育を必要とする児童	50 名
開 設 年 月 日	昭和 53 年 11 月 1 日 住吉第二保育園 開設 平成 31 年 4 月 1 日 幼保連携型認定こども園移行認可	

○ 事業の目的・運営方針

当園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、教育及び保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう環境を整えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園は、乳・幼児期における教育・保育を生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要なものであると考え、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供していきます。

- ・ 周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人ひとりが安心と自己肯定感を感じながら様々な体験を十分に積み重ねられるように努めます。
- ・ 生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を充分に発揮し、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が保障されるように努めます。
- ・ 「育みたい資質・能力」をおさえ、主体的な学びとしての環境の援助を行います。
- ・ 園児一人ひとりの成長の過程を見据え、発達の課題に応じた援助を行うように努めます。
- ・ 保護者との連携を密にとりながら、一人ひとりの子どもに寄り添った教育・保育を行います。
- ・ 地域や様々な社会資源との連携を図り、利用乳幼児の保護者に対する子育ての支援及び地域に

おける子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

- ・ 当園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を遵守します。

2. 提供する教育、保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 4 月 1 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）を踏まえ、以下の教育、保育等その他の便宜の提供を行います。

○ 教育・保育の提供

「一人ひとりの育ちを見つめ、子どもの思いを受け止め、生きる力の基礎を培う」

私たちは、児童憲章に則って、子どもの最善の利益を願いながら保育を行ないます。

園は昼間のお家、みんな大切な家族

0～2 歳児(育児担当保育で育む信頼関係)

食事・排泄・着脱等、育児のお世話を担当が対応し、1 対 1 の関わりを大切に安心・安定した生活を保障すると共に、信頼関係を築き自己肯定感を育んでいきます。

3～5 歳児(異年齢保育の中での育ち合い)

異年齢で構成する生活グループで過ごします。流れる日課の中で、対話の時間を大切にして遊びを進めたり、遊びたいあそびにじっくり取り組みます。その中で、小さい子は、大きい子に憧れの気持ちを持ち見て、真似て、学びます。大きい子は、自分がしてもらったように小さい子のお世話をします。異年齢の文化がそこにあります。

また、課題をもって活動する「わらべうた」「環境認識」等のあそびを通して経験や学びを深めたり広めたりします。

また、年齢別の活動時間を持ち、同年齢の仲間と運動あそびや表現活動を経験します。

☆ 一人ひとりを大切に

子どもの生活リズム整え、その日のどんな気持ちも受け止め、愛着形成を育みながら自尊感情や自己肯定感を養っていきます。そして、より良い育ちのために保護者の方との対話や年二回のプロジェクトや「ふれあいファミリーデー」の機会に園の教育保育について共有する時間を大切にしながら教育、保育をすすめます。

☆ 変わらない毎日が基本

園生活は、変わらない毎日を基本とし、毎日同じ日課、そして食事、休息の場所も同じ、その繰り返しの中で生活の流れが分かり、大人が丁寧に手順を伝えることで、生活習慣が身につけていきます。また、大人がモデルとなり育ち合う日々の暮らしを大切にします。

☆ 身体発達とあそび、そして自立へ

乳児期から、粗大あそびを大切にしています。身体を中心から細部へと発達し、自分の身体がわかり手先が器用に使えるようになります。自分の体のこなし方が分かると毎日の生活習慣が身に付き、自分でやれることで、あそびへと向かいやすくなります。

☆ あそびが学び

子どもにとって「あそび」が「学び」です。子どもたちは、遊びの中で知的好奇心を揺さぶり“好き”なことに夢中になり、様々な力を蓄えていきます。

最後までやりぬく力、乗り越えようとする力、考えて工夫する力、新しいことに挑戦する力、そ

して仲間と協力する力を育んでいきます。

体幹を整えながら、手先、手首を使った遊びを充実させることでスプーンの持ち方が動的三指握りへと移行し、鉛筆の持ち方が整い、6歳前後を目安にお箸へと移行します。

☆ 対話を大切に

日々の生活の中で、気持ちを伝え合うことを大切にしています。時には感情をぶつけ合いながら、自分はどうしたいのか自分の思いを言葉で伝えられる環境を大切にします。

またこども会議をしながら遊びを進めていきます。仲間の思いや考えを知ることに関わり、仲間とだから実現できる醍醐味を感じたりします。

☆ 日本の文化

子どもたちに伝えたい日本の伝承文化や季節の遊びを生活の中に取り入れ、身近に感じられるようにします。

☆ 絵本で育つ心と言葉

様々なジャンルの絵本に出会い、心豊かにそして読んでくれる人との声や肌のぬくもりを感じあう機会となるよう、福音館の月刊絵本を保育に取り入れています。毎月購入していただき月末には家庭へ持ち帰ることで絵本の楽しい世界が引き続き繋がっていくことを願っています。幼い頃からの読み聞かせは、想像力を膨らませ語彙を増やすことの助力となります。

☆ 食事で育むもの

0～2歳児は、一人ひとりに合わせて時間・量・内容を考慮し食事をします。

0歳児は、育児担当が抱っこ食べから始め、自分でスプーンを持って食べること、椅子に一人で座ることを目安に、大人の見守りでテーブルに座って食べます。1対1から、2歳児では6対1で食べれるようになり、育児担当保育の終了に向かいます。

3～5歳児は、遊びの区切りを自分でつけて食事に向かい、自分で食べられる量を決めて、楽しく食事をします。

○ 食事の提供（昼食、おやつ）

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・ランチは、だしのうまみが生きる和食を提供しています。四季の移ろいを感じ、旬の食材を楽しく安全にいただきます。
- ・食物アレルギーへの対応を行っています(食物アレルギーのある子もない子もみんなで同じ食事をいただく「なかよしメニュー」を実施)。

お子様に食物アレルギーの心配がある方は、医療機関でのアレルギー抗体検査と診断を受け、「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表(浜松市指定)」を提出してください。

保護者の自己判断による食物除去・解除依頼にはお応えできません。

尚、投薬治療等の関係で食品に制限がある場合につきましても、同様の対応をいたします。

○ 子育て支援事業

当園では、子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施しています。

- ・保護者面談

在園する一人ひとりの子どもの成長過程を保護者と共有するために年1回、担任が保護者と面談を行います。また、随時必要に応じて面談を実施していきます。

- ・ さくらプロジェクト 年2回

当園の教育・保育の在り方を見ていただき、ご家庭での親子の向き合い方の学びの場として開催します。また、懇談会の時間をもって、保護者同士のコミュニケーションの場を設けます。

- ・ ふれあいファミリーデー(保護者・家族対象の園生活体験)

子どもたちの教育・保育の様子を参観し、園での生活を体験していただきます。

- ・ 地域における子育て支援事業として、親子ひろば(育児相談・絵本の読み聞かせ会・わらべうた・親子講座等)を実施しています。

○ その他

「一時保育(※1)」「時間外保育(※2)」の実施について

(※1) 一時保育の利用時間は、平日月曜日～金曜日の9時～16時を基本とする。

受入日については、浜松市の指導に従い、個別に対応する。

利用料については、浜松市が定める通りとする。

(※2) 詳細は、「5.幼児教育・保育を提供する日及び保育の提供時間」「6.利用料金及び支払方法(3)時間外保育に係る利用者負担」を参照。

3. 施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1972.23 m ²
	園庭	430.00 m ²
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建て
	延べ面積	1051.95 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考	設備	部屋数	備考
乳児室(含ほふく室)	1		調理室	1	
保育室	5		1F ホール	1	
遊戯室	1		事務室	1	

4. 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	(1)	(1)		
主幹保育教諭	2	2		乳児担当 1 幼児担当 1
保育教諭	23	18	5	
調理員	4	3	1	栄養士 2 調理師 2
事務員	1	1		
園医	1		1	(嘱託)
園歯科医	1		1	(嘱託)
園薬剤師	1		1	(嘱託)
その他				

※ 職員数は、変動する場合がありますが、教育・保育の提供に必要な職員数を配置しています。

※ 12 時間開園のため、職員は、ローテーションで勤務しています。

5. 幼児教育・保育を提供する日及び保育の提供時間

認定区分	1号認定こども(新2号含む)	2号認定こども	3号認定こども
対象者	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童	3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	3歳未満児(0歳児は6ヶ月〜)で保育を必要とする児童
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日、 夏季休業期間(応相談) 冬季休業期間 春季休業期間 *地域の小学校の休校日に準ずる	日曜日、祝祭日及び 年末年始(12/29から1/3まで)	
利用可能時間	月曜日～金曜日 教育標準時間(概ね4時間程度) 9時00分～15時00分(※)	保育標準時間(最大11時間) 7時～18時	
		保育短時間(最大8時間) 8時30分～16時30分	

(※) 1号認定こどもの内、保護者が就労等により保育時間が教育標準時間より長くなる場合、「新2号認定こども」への移行申請をしていただきます。7時00分～9時00分及び15時00分～19時00分の間で保育を必要とされる場合は、預かり保育を利用することができますのでご相談ください（別途、「6.利用料金及び支払方法(3)時間外保育に係る利用者負担」にあるように利用者負担が発生します。）。

尚、1号認定から新2号認定への変更手続きは、当園ではできません。保護者各位で行政に変更手続きに行ってください。

◎ 2号・3号認定こどもの実際の教育、保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育、保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議（入所面接時・就労変更時等に当園との協議の上で個別に決定いたします）の上で保護者毎に個別に決定します。また、18時以降の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。

時間外保育の利用に当たっては、「6.利用料金及び支払方法(3)時間外保育に係る利用者負担」にあるように利用者負担が発生します。但し、新2号子どもの延長保育料については、法定代理受領により浜松市から無償化の対象金額が当園に支払われるため、無償化対象金額を超えた料金のみ当園に支払うものとする。

◎ 入園が決定したご家庭は、重要事項説明書に沿って入所のための面談を行います。

◎ 登・降園の際、必ず保護者(もしくは代理の方)が携帯電話をコドモのQRコード読み取り機にかざして登降園処理を行ってください。携帯電話を忘れた場合は、職員へ申出てください。

◎ 土曜保育を利用される場合は、事前の申込みが必要となります。また、保護者の平日のお休みには、お子さんとの時間を大切にしてくださいようお願いしています。

◎ 教育・保育上必要があり、またはやむを得ない事情があるときは休業日に教育・保育を行う場合があります。

◎ 非常災害その他急迫の事情が発生した場合には、浜松市担当課と協議を行い、臨時に休園日とする場合があります。

◎ 1号認定こども・2号認定こどもは、9時までの登園をお願いいたします。

○ 当園のお休み

1号認定こどものお休みは、前述の表にあるように土曜日、日曜日、祝祭日に加え、地域の小学校の夏季・冬季・春季休業期間に準じた休業期間を設けます。年度により、お休みの日が変わりますのでご確認ください。尚、新2号認定こどもにつきましては、就労状況により夏季・冬季・春季の休業期間は、免除となる場合があります。

また、原則として2号・3号こどもの場合、上記以外一斉休園することはありません。保護者の休日、週休2日制に伴う土曜休日、夏季休業(盆休み)・冬季休業日(年末年始)などが「子どもたちの休日」となります。

乳幼児にとって大人との信頼関係を育みながら子ども同士集団の中で遊ぶこと、生活することは健やかな発達を促すうえで大切な経験となります。当園はそのための環境を整え、職員が理想的な教育・保育を追究しています。園は、保護者の皆様の子育てを支えます。

そして、子育ての主役は保護者の皆さんです。

☆ 乳幼児期は、子どもの生活時間を優先した家庭での過ごし方を考えましょう。

保護者の休日・時間は、お子さんと一緒に過ごしましょう。

ご家庭で愛され、親との愛着関係が豊かであればあるほど、子どもの情緒は安定し、集団生活の場面で友だちとの関わり方もスムーズになり、個性に応じた子どもらしい発達を遂げることができます。

○ 自然災害発生時の対応について

p.12～13 10.緊急時の対応及び非常災害時の対応をご確認ください。

6. 利用料金及び支払方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（基本利用料）

	1号認定こども (新2号含む)	2号認定こども	3号認定こども
金額	無償化のため利用料の徴収はなし 但し、給食費（主食費・副食費）の 徴収が引落としとなります		教育・保育給付認定証の発行を行なった市町が定 める利用者負担額（月額）
支払方法			口座振替
引落日			毎月末(土日祝日の場合は、翌営業日)

○ 支払方法

浜松磐田信用金庫からの口座振替による支払となります。浜松磐田信用金庫の口座をお持ちで
ないご家庭は、通帳をお作りください。

利用料の支払が引き落とされない場合は、督促状を発行しますので速やかにこちらの指定する
口座に振込手数料利用者負担にて振込してください。

正当な理由がなく2ヶ月以上利用料の支払がない場合は、利用継続の意思を確認させていただ
くことがあります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用料のほか、当園の教育、保育等の質の向上を図るため教育・保育給付認定保護者
から下表の金額を徴収します。

以下の金額については、(1)特定教育・保育に係る利用者負担（基本保育料）とは別に現金での集金
とさせていただきます。

○ 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

利用区分	費用の種類	使途・目的		納付額	納付時期
1号認定こども (新2号含む)	入園時納付金	施設整備を充実させるために徴収する 入園納付金（新規入園児のみ）		20,000円	入園時
	主食費	主食に係る費用として		1,500円	月ごと
	副食費	副食に係る費用として		5,400円	
		おやつに係る費用として（任意）		600円	
2号認定こども	主食費	主食に係る費用として		1,500円	月ごと
	副食費	副食・おやつに係る費用として		6,000円	月ごと
1号認定こども 2号認定こども 3号認定こども	環境充実費	玩具・教具等の整備、保育の可視化・ 保育の質の充実に係る費用として		4,200円	入園・進級ごと (年)
	保健衛生充実費	衛生用品・子どもの健康及び安全確保 の充実費として		1,500円	
	保育消耗品費	保育活動で使用する消耗品の 購入に充てる	0・1歳児	480円	
			2歳児	900円	
			3歳児	1,500円	
			4・5歳児	1,800円	
	特別活動費 /他	個人別教材費等（別表参照）		実費徴収	都度徴収
		園外保育等の交通費の一部		実費徴収	
		父母の会費＊ (つくし会)		500円(月)	隔月ごと 1,000円徴収

※ 事前の申請があり、昼食の食数が 10 回未満の場合はそれぞれ半額とし、0 回の場合は、0 円とします。その調整は、翌月に行うこととします。

- * 1 号認定子ども（新 2 号含む）と 2 号認定こどもの給食に係る費用が、銀行引落としとなります。引落とし日は、6.利用料金及び支払方法、3 号認定こどもと同じ。
- * 1 号認定こどものおやつ費は、任意とします。おやつの提供を受ける場合は、申し込みください。
- * 全員、父母の会に入会していただきます。父母の会は、園児の福祉を促進し、教養を高め、保護者間の親睦を図ることを目的とした会です。

(3) 時間外保育に係る利用者負担

該当者（利用者）のみ対象

	2 号・3 号こども		1 号認定こども (新 2 号含む)	金額
	保育標準時間	保育短時間		
保育時間	7 時～18 時	8 時 30 分～16 時 30 分	9 時 00 分～15 時	
早朝延長時間		7 時～8 時 30 分	7 時～9 時 00 分	¥100- (30 分毎)
夕方延長時間		16 時 30 分～18 時	15 時～18 時	¥100- (30 分毎)
	18 時～19 時 00 分	18 時～19 時	18 時～19 時	¥300- (30 分毎)

- 1 号認定こどもの内新 2 号認定のご家庭は、預かり保育料無償化の対象となり、行政より補助金が出ます。その場合は、月額合計の差額を当園にお支払いいただきます。
- 降園の際にコドモンによる降園確認がされていない場合、時間外保育利用とみなして延長保育料を請求する場合があります。登降園の際には、必ず QR コードの読み取りを行ってください。
- 西側門扉は、18 時に施錠します。延長保育のお迎えは、北側玄関にて引渡しを行います。インターホンを鳴らしてお迎えをお知らせください。この間の降園時間は、園の方で入力します。
- 時間外保育については、登降園の記録に伴い集計し、月末締めで翌月 10 日までに集金袋を配布して徴収させていただきます。但し、新 2 号子どもの延長保育料については、法定代理受領により浜松市から無償化の対象金額が当園に支給されるため、無償化対象金額を超えた料金のみ当園より請求します。
- 土曜日の保育は、18 時閉園となります。

7. 利用の開始、終了に関する事項

○ 入園

当園を利用するにあたっては、次の手続きが必要です。

1. 当園は、浜松市から教育・保育の実施について支給認定(1 号・2 号・3 号)を受けた児童から利用の申し込みがあった時、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
2. 1 号認定こどもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い園長が入園者を決定する。
 - (1) 2 号認定もしくは 3 号認定で当園に入所している本人を優先して入園させる。
 - (2) 兄弟姉妹が在園しているもしくは在園していたものは、前号の次に優先して入園させる。

- (3) 当園の2号認定若しくは3号認定に申込み、選考から漏れている者は、前号の次に優先して入園させる。
- (4) 当園の親子ひろばを利用したことがある者は、前号の次に優先して入園させる。
- (5) 城北小学校区、追分小学校区に住民票がある場合は、前号の次に優先して入園させる。
- (6) その他の者は、抽選・面接等により選考し、入園させる。

○ 退園・転園・休園

当園を利用することもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育等の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校へ入学する時
- (2) 利用乳幼児の保護者から退園の申し出があった時
- (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時
 - ・ 退園・転園を希望する時は、前の月の15日までに事務室までに申し出いただき、退園届けを提出していただきます。
 - ・ 市外へ転出する場合も事前に事務室までお伝えください。

8. 入園時に必要な書類等

- (1) 保護者の連絡先を明確にするもの 「緊急連絡票」
- (2) 保護者の就労状況を明確にするもの 「勤務時間証明書」「保育時間申請書」「シフト表」(変則勤務の場合)
- (3) 子どもの体調を確認するもの 「入所児童健康診断書」「園児に関するアンケート」
- (4) 子どもの生活習慣・発育歴等を知るもの 「生活調査依頼書」「生活についてのアンケート」
- (5) 安全管理のためのもの 「園児引渡しカード」「園児送迎確認書」
- (6) その他 「口座振替依頼書」「保育用品注文書」「体操服注文書(3歳以上)」「敷布団リース申込書(未満児)」/等

9. 園と保護者の連絡について

- (1) 「園だより」「クラス・グループだより」「キッチンだより」「保健だより」「絵本だより」を毎月末、コドモンアプリの資料室に掲載をしますのでご確認ください。
- (2) あそびや生活の様子を掲示(ホームページにも掲載)していますのでご覧ください。
- (3) 生活リズムが整うことを目安にし、2歳までは、毎日連絡票を活用します。2歳以降の園への連絡については、電話またはコドモン、もしくは連絡帳をお使いください。連絡帳を使用する場合には、必ず登園時に職員に手渡し頂きますようお願いいたします。

10. 安全管理

学校保健安全法に基づき、安全に関する計画を策定し、実施するものとする。これらの計画(教育保育経営書/他)は、いつでも閲覧できるように設置してあります。わかりにくい場合は、職員に申し出てください。

- 園庭西側の門は、安全確保のため9時~14時30分まで施錠します。この間に登園される場合には、北側玄関で受け入れを行いますので、インターホンを鳴らして登園をお知らせください。この間の登・降園時間は、園の方で入力します。
- 9時00分の時点で登園状況を確認し、連絡がなく登園を確認できない場合は、園よりTELにて安否確認の連絡を入れます。必ずコドモンの「保護者からの連絡」もしくは、「電話」にて欠席・遅刻等の連絡を入れてください。

11. 緊急時の対応及び非常災害時の対応

○ 緊急時の対応

教育・保育中に、体調不良や傷害、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方に連絡しますので、診察に立ち会っていただきます。怪我等の状況により継続的な通院が必要な場合には、完治するまでご家庭にて通院をお願いします。

完治までに 1 ヶ月以上かかる場合には、市へ重大事故報告の届け出をさせていただきます。通院の際には、健康保険証(乳幼児受給者証)を使わせていただきます。通院終了後、園で加入している賠償責任保険及び傷害保険の範囲内での対応をさせていただきます。

当園で加入している保険の内容

保険の種類	保育園賠償責任保険 保育園児団体傷害保険
保険の内容	通常保育業務・特別保育業務を包括的に補償します。

園内にて緊急事態発生の場合、以下の緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

管轄する消防、警察署等 関係機関の名称	緊急連絡 : 浜松市消防局情報指令課 電話番号 : 119 消 防 署 : 中消防署 電話番号 : 053-475-0119 警 察 署 : 中央警察署城北派出所 電話番号 : 053-473-2029
------------------------	--

○ 非常災害時の対応

当園では、非常災害時には、別途定める消防計画書により対応します。

自然災害等による避難指示発令時における当園の対応については、次項をご参照ください。

防災設備	- 自動火災報知機 - ガス漏れ報知機 - 非常用電源 - 防災カーテン・防災敷物の使用 - 非常警報装置 - 誘導灯		
避難・消防訓練	避難及び防災訓練は、毎月 1 回以上実施します。		
避難 場所		小豆餅ゆすらうめこども園	上池さくらこども園
	第 1 次	園庭	園庭
	第 2 次	菟丘小学校	城北小学校
園児の引渡し	園内もしくは、上記避難場所のより安全な場所で園児引渡しカードを基に確認した上で保護者に引き渡します。		

※ 緊急時もしくは非常災害時に連絡する必要がある場合は、次項の避難指示を基本にコドモン一斉配信にてお知らせをします。状況に合わせてお迎え等の行動をお願いします。また、緊急時、連絡が不可能な時(大規模停電時等)は、直接園に出向いていただくことがあります。

○ 休日の緊急連絡先について

日曜日・祝日等、園がお休みの時に、緊急で連絡を入れる必要が生じた時は、上池さくらこども園(053-414-0001)の電話番号にご連絡ください。

理事長・園長に連絡がつくように設定してあります。

状況によりすぐに電話に出られない場合でも、着信履歴で折り返し連絡をいたしますので、電話番号の表示は、非通知にしないでください。

こども園避難誘導要領

自然災害時に関する避難指示発令・発災の場合

避難指示

避難指示「警戒レベル 3 高齢者等避難」または「警戒レベル 4 避難指示」または、「警戒レベル 5 緊急安全確保」が発令された場合には、下記のように安全対策を進めます。

在 園 中
○ 警戒レベル 3 以上が発令された場合は、当園災害対応マニュアル・避難確保計画に沿って、安全を確保しつつ、保護者への園児引渡のお願いや避難開始等の必要な対応を取ります。 ○ 園児の引渡しの際は、園や園周辺の状況を踏まえ、引渡し場所、引渡し方法を判断します。 ○ 保護者への園児引渡完了後は、臨時休園となります。 ○ 避難行動開始や園の状況、園児引渡に関する連絡は、コドモンの一斉配信により行います。 ＊ 津波警報発令中の園児の引渡しについては、状況により保護者も共に園内にて待機していただく場合があります。
登・降園中又は在宅中
○ 午前 6 時の時点で警戒レベル 5 が発令されている場合は、臨時休園となることがあります。 ○ 午前 6 時の時点で警戒レベル 3 または 4 が発令されている場合は、家庭での待機協力をお願いします。 ○ 臨時休園や家庭での待機協力をお願いする場合の連絡は、コドモンの一斉配信により行います。 ○ 在宅中の場合は、当該地域住民の避難行動に準じます。 ○ 援助活動に協力できる方は、当園に参集してください。

避難情報の入手手段（警戒宣言発令）

浜松市では、避難指示などの避難に関する情報を下記的手段で確認できます。

- ・ 緊急速報メール（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時のみ）
- ・ 防災ホッとメール
- ・ 市ホームページ
- ・ 防災無線

※ その他、ラジオ・テレビで内容を確認してください。

12. 健康管理について

◎嘱託医等

	小児科	歯科	薬剤師
医療機関等	聖隷三方原病院小児科	斉藤歯科医院	サンドラッグ 初生店
院長氏名	山本 貴道	斉藤 悦郎	金子雅則
所在地	中央区三方原長 3453	中区小豆餅 1-34-30	中央区初生町 53-2
電話番号	053-439-1300	053-420-4181	090-3308-3259

◎ 一年間の保健行事予定

- 【児童健診】 学校保健法に基づき、年2回（春と秋）、園にて嘱託医による健診を全員が受診します。0～2 歳児については、お子さんが安心して受診できるよう保護者の付添いをお願いします。
- 【歯科検診】 年1回、嘱託医に園にて診察していただきます。対象は、1 歳児以上です。1・2 歳児については、お子さんが安心して受診できるよう保護者の付添いをお願いします。
- 【予防接種】 予防接種は、集団生活の場において、感染と蔓延を防止するため、各ご家庭にて計画的に進めてください。
尚、予防接種を受けた後の保育は急な体調の変化が起こることがあるため、保育は行いません。ご家庭にてゆっくりお過ごしください。
- 【そ の 他】 毎月、身長・体重測定をします。
3・4・5 歳児は、6月に園内にて視力検査を実施します。

◎ 浜松市で決められている 1 歳半健診、3 歳児健診等は、必ず期間内に受けましょう。受けた後は園の方にお知らせください。

◎ 教育、保育中の体調不良・発熱の対応

- 登園前には、必ず体温や健康状態の確認を行ってください。登園時には、健康チェック表への記録を必ずしてください。
- 体調不良等で戸外活動ができない、室内で静かに過ごすことが望ましい場合は、登園を控え、自宅で静養するなどご配慮ください。
- 保育中に発熱した場合、37.5 度を目安としてお迎えの連絡を入れます。
また、37.5 度以下であっても症状によってはお迎えの連絡をします。園から発熱の連絡が入った場合は、早急に迎えに来てください。
- 発熱で早退した場合、24 時間以内に 37.5 度以上の熱が出た場合及び解熱剤を使用している場合は、翌日も自宅で静養し、体調を整えてください（「保育所における感染症対策ガイドライン」より）。
- 朝から 37.5 度以上の熱があり、元気がない・機嫌が悪い・食欲不振などの全身状態の不良が見られる場合、登園を控え静養してください（「保育所における感染症対策ガイドライン」より）。

◎ 教育、保育中の怪我への対応

- 園児は怪我やトラブル等を経験することで、自分で身を守ることを覚えたりお互いの気持ちに気付いたりしていきます。子ども同士のトラブルの際、必要な経験ができるように見守ることがあります。ご理解をいただきますようお願いいたします。
- 通院の必要があると判断する怪我を負った場合は、「10.緊急時の対応」にある通りの対応を行います。
- 当園で利用する近隣の病院について

	整形外科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科
医療機関等	橘整形外科クリニック	やまうち整形外科	あさい眼科	とりい耳鼻咽喉科
院長氏名	鈴木 祥浩	山内 樹	浅井 竜彦	鳥居智子
所在地	中央区幸 1-15-3	中央区曳馬 5-4-48	中央区幸 1-15-3	中央区曳馬 1-21-15
電話番号	053-412-0550	053-412-0007	053-412-2220	053-474-0139

※ 内科・歯科については嘱託医で受診します。

※ 休診日等で上記病院にて診察できない場合は、近隣の病院にて受診します。

◎ 感染症について

- ・ 集団生活の場合は、感染症にかかりやすくなります。
本人の体力回復のために、また、蔓延を防ぐために、感染の疑いがあるときは、早めに受診し、罹患しているとわかった時点で連絡をください。また、ご家族の方が罹患された場合もお知らせください。その場合、感染防止の点からお子さんの登園を控える等、配慮をお願いします。
 - ・ コロナウィルス感染症及びインフルエンザに罹患された場合は、病院での診断後、ご家庭で出席停止期間の「コロナ・インフルエンザ経過報告書」を記入し、出席停止期間明けに提出していただき登園可能となります。
 - ・ 登園停止となるその他の学校保健安全法で定められた感染症に関しては、「登園許可証(当園指定用紙)」の提出が必要となります。**(病院での証明)**
 - ・ 学校保健法の第一種～第三種に該当しない感染症につきましても「登園届(当園指定用紙)」が必要な場合があります。**(家庭での記入)**
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患、又は、濃厚接触者と認められた場合は、行政の指示に従って対応いたします。速やかにご連絡ください。
 - ・ とびひに罹患した場合は、基本的には登園可能ですが、必ず包帯や衣服等で覆うようにしてください。
- また、顔や頭などの隠すことができない場所にできた場合や状態がひどい場合にはお休みをお願いすることがあります。

◎ 投薬について

- ・ 投薬については、医療行為に当たるため原則行いません。
ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。どうしても投薬が必要な場合には、「投薬依頼書」に記入、押印し、薬を1回分の分量に分け、記名をして、必ず職員に手渡ししてください。
- ・ ホクナリンテープ等、家庭で直接体に貼る薬については、記名をしたうえで剥がれ落ちないようにサージカルテープ等でしっかり止めるようにして下さい。また、ホクナリンテープを張っていることを職員にお伝えください。園でホクナリンテープを預かり貼ることは致しません。

投薬依頼書（参考）

投 薬 依 頼 書		受 取 人
クラス グループ	氏 名	
新 病・結 核	日 付	
病 名	現 状	
現在	通院している	
体温	度 午前・午後 時 分現在	
内服薬(粉・水)・軟膏・点眼薬・その他	抗生剤薬・鎮痛剤・風邪薬・下痢止め・その他	
服用時間	食前・食後	合計
注 ① 薬剤等の使用責任者は保護者です。安否に保育園に依頼しないようにします。 意 ② 保育園で使用する薬剤等は、医師に支持を受けたものに限り、 事 ③ 持参する薬については、その日(1日分)だけを職員に直接手渡ししてください。 項 ④ 薬剤等の紙や包みにも記す、アレルギーをきよくしてください。 ⑤ 当園では、薬剤は取り扱いません。 投薬同意書 ※ 上記の薬の投与をお願いします。 ※ 万が一、投薬依頼による様々な症状についての責任をすみより保育園は一切問いません。 保護者氏名		

必要事項を記入してください。

1回分(水薬も)に名前を明記してください。

投薬依頼書・薬の説明書と薬を併せて職員に手渡してください。

投薬依頼書は、各棟入り口に置いてありますので、必要時にお持ちください。



※ 「登園許可証(当園指定用紙)」 「コロナ・インフルエンザ経過報告書」 「登園届」 「投薬依頼書」 は、当園でお渡しすることができます。また、ホームページからのダウンロードも可能です。

予防すべき感染症について

下表に示した第一種～第三種の感染症にかかった場合は、登園停止となります。
完治し、登園する場合は、医師の許可（登園許可証）が必要になります。登園許可証は園にありますので申付けください(ホームページからのダウンロードも可能です)。

分類	病 名	病 出 席 停 止 期 間
第一種	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 等	治癒するまで

分類	病 名	出席停止期間	症 状
第二種	COVID-19	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	発熱・頭痛・関節痛・全身倦怠感・くしゃみ・鼻づまり
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで	発熱・頭痛・関節痛・全身倦怠感・くしゃみ・鼻づまり
	百日ぜき	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	始めに軽い熱と咳があり、次第に特有の強い咳が出る
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	かぜに似た症状があり、頬の内側に白い斑点（コプリック斑）ができる。2～3日で発疹
	流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	発熱。耳たぶの下からあごの後ろが腫れて痛む。食欲不振
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで	発熱。発疹、リンパ腺が腫れる
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	発熱。発疹がからだ中にでき、後に水ぶくれとなり、かさぶたになる
	咽頭結膜熱（プール熱・アデノウィルス）	主症状が消失した後2日を経過するまで	発熱、目の充血、のどの痛み
	結 核	感染のおそれなくなるまで	初期症状なし。疲労感、寝汗、微熱、体重減少、肩こり、咳、たん
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれなくなるまで	激しい腹痛、下痢。嘔吐
	流行性角結膜炎		結膜（白目）が充血し、涙、目やにがでる。目に異物感
	急性出血性結膜炎		目の痛み。結膜（白目）が充血し、出血する
	その他の伝染病	園内での流行状況によって登園許可証の提出をお願いする場合があります。	

○ 登園届（当園指定用紙）が必要な感染症

下記の感染症には、登園届が必要となります。病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医師の診断がでてから保護者が記入して園へ提出してください。

登園届は、当園でお渡しすることができます。また、ホームページからのダウンロードも可能です。

溶連菌感染症	マイコプラズマ肺炎	手足口病
伝染性紅斑（りんご病）	ウィルス性胃腸炎 （ノロウィルス、ロタウィルス/等）	RS ウィルス感染症 ヒトメタニューモウィルス
ヘルパンギーナ	突発性発疹	带状疱疹

伝染性膿痂疹（とびひ）	左記の感染症につきましては、登園停止の措置は必要ないとされていますが、患部の様子・感染の状況の中で通院・駆除・お休み等をお願いする場合があります。
伝染性軟属腫（みずいぼ）	
あたまじらみ	

※ 上記に記載されていない病気につきましても、感染力が強い感染性の病気等の際には登園許可証の提出をお願いする場合があります。

※ 新型コロナウイルスは「指定感染症」に指定されており、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に定める第一種感染症とみなされます。（学校保健安全法施行規則昭和 33 年文部省令 18 号第 18 条 2 項）。このため、該当感染症にかかった場合は、治癒するまで出席停止となります。



13. お子さんをお預かりするうえでご理解いただきたい大切なこと

当園が、「子どもの最善の利益」を基本として、集団生活の場でお子様をお預かりするうえで、以下の点についてご理解ください。

① 園は子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々な事に興味を持ち、経験を積みながら育ち合う場所です。園としてはそのために安全な環境を整える努力を重ねていますが、子ども 1 人に保育教諭 1 人がついている状況ではありませんので、ケガを予防できないことは多々起こり得ます。集団生活の中で活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、関わり合いに伴うケンカ（かみついたりひっかきを含む）などは起こりうることであり、避けることができない場合があることと子どもの成長過程において貴重な経験であることをご理解ください。

② 入園前、そして入園後のお子さんの成長・発達に関することは、重要な情報としてご家庭より事実をお伝えください。

また、園生活の中で気づいた点については、小さなことであっても事実としてお伝えし、共有させていただきます。保護者にとっては、聞きたくない、認めたくないと感じられることがあるかもしれませんが、ご家庭とは異なる長時間の集団生活の中での気づきは、お子さんの育ちと将来に深くかかわることが多々あります。ご家庭と園とでお子さんにとっての最善の手立てを一緒に考えていきましょう。

園からお伝えする内容等に、保護者が対応していただけない場合は、虐待・ネグレクト等として自治体の関係部署に連絡・通報することがあります。

③ 食事への異物混入、処方薬の誤投薬については、起こらないように細心の注意を払い努めてまいります、絶対に起こらないとお約束することができない点をご理解ください。

④ 保育教諭は、保護者の方が家庭や職場で抱える子育て以外の問題や悩みについて援助や支援をする専門家ではなく、そのような支援を園及び園の職員が担うことはできません。自治体の専門相談部署あるいは医療機関にご相談ください。また、カスタマーハラスメント（厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」2022 年）についてご理解いただき、そのような行為はお控えください。

14. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情にかかる窓口を以下の通り設置しています。

相談窓口		
・ 解決責任者 ・ 受付担当者 ・ 電話番号 ・ F A X ・ 利用時間 園長 主幹保育教諭 053-414-0001 053-414-0002 9：00～17：00(月～金)		
※ 担当者が不在の場合は、職員までお申出ください。		
第三者委員		
氏名（電話番号）	柳本茂子（471-9573）	内山丈夫(472-8031)

※ 上記のほか、以上児棟・未満児棟に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。また、お気軽に事務室へお話にお越しください。

15. 個人情報の使用について

園児及び保護者並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために最小限の範囲内で使用することがあります。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有するとき。
- (2) ホームページその他で当園の活動を報告するにあたり、子どもたちの写真を使用するとき。
入園面接時、保護者に対し写真公開の可否を伺います。
- (3) 他の保育園等へ転園する場合、その他、兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うとき。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行なうとき。
- (5) 保護者の方による園内での撮影は禁止とさせていただきます。

16. 児童虐待に対する措置

- (1) 当園では児童虐待をなくし、子どもたちの安全を守るため、児童虐待の疑いを発見した時は、関係機関へ速やかに連絡を取る義務を担っています。
- (2) 身の回りで児童虐待の疑いを発見した時は、当園または、児童相談所（電話 189）、市社会福祉課家庭児童相談室（053-457-2300）まで連絡をお願いします。
- (3) 不適切な保育の未然防止のため、職員の資質向上に努めるとともに保護者各位と情報を共有し、子どもも大人も一人ひとりの人格を尊重して対応していきます。

* ご家庭で心配なこと、悩みなどがありましたら、抱え込まずにいつでもご相談ください。
また、園内で気になること等がありましたらいつでもお知らせください。

17. 諸注意、お願い、約束について

○ 変わらない毎日を保障するために

- ・ 園での生活は、日々の自然な営みとして、変わらない毎日を保障していきます。個人情報の保護という点から、保護者の園内での写真撮影は、お断りさせていただきます。
尚、退園・卒園の際には、日頃の様子をアルバムにして園からお渡しします。
すぎな会主催及び共催のレクリエーション（交流会等）と保育最終日の卒園の集いの日につきましては、撮影可能とします。
- ・ 入園後、慣らし保育をしていただきます。期間は、保護者との面接の際に話し合い決定いたします。お子さんが新しい生活や環境に無理なく慣れていくための時間です。お子さんの様子を見ながら進めていきますのでご協力ください。
- ・ お子さんの成長・発達について、心配、不安などある場合は、いつでもご相談ください。専門機関と連携し、対応していきます。
- ・ 集金袋・薬・連絡帳等の提出は、必ず職員に手渡しをお願いします。
- ・ 行事や研修等により土曜保育・延長保育について時間の変更などお願いする場合があります。
- ・ 当園の敷地内は、全て禁煙です。

○ 登降園時

- ・ 登園時・降園時は、必ず携帯電話によるコドモンアプリの登降園チェックを行ってください。チェックされていない場合、欠席になるもしくは、延長保育利用とみなし延長料金が発生する場合があります。携帯電話を忘れた場合は、職員にお伝えください。
- ・ 迎えの時間や人に変更が生じた場合は、必ず連絡をお願いします。
- ・ 連絡事項等はコドモンアプリの「保護者からの連絡」もしくは、職員に口答や連絡ノートでお知らせください。登・降園の際は、お子さんの健康確認や当日の様子などを共有していきます。ただし、保育中になりますので、話が長くなる場合は、別の日に面談の時間を設けていきます。
- ・ 駐車場は園舎西側駐車場をご利用ください。入出の際は、交通事故防止のため、必ず左折をお願いします。満車の場合はすぐ上の職員の駐車場をご利用ください。
- ・ 登・降園時は、駐車場の混雑が予想されます。特に降園時は、園庭等で遊ばずに速やかに車の移動をお願いします。
- ・ 駐車場内は徐行し、歩行者にご注意ください。駐車場内を歩いて移動する際は、親子で手をつなぎ動く車に十分注意して通行してください。
- ・ 送迎をするご家族の皆さんに駐車場使用についての約束をご連絡ください。なお駐車場内での盗難や事故については当園では責任を負いかねます。
- ・ おもちゃやお菓子等を持っての登園は、おやめください。

○ 服装について

- ・ 園生活にふさわしい服装（活動的で汚れても良い服）で登園しましょう。
フード・ひもの付いた服は、引っかかるなどして危険を伴うのでやめましょう。
刺激の強いもの（華美＝フリル・スパンコールなど）・原色・キャラクターなど）はやめましょう。

- ・ 体操服（園指定の黄帽・シャツ・ズボン）は、みどり・あか・あお組で体操教室（カーズマン）と遠足などの園外保育の際に着用します。
- ・ ハンカチの出し入れしやすいポケットのついたズボンを選びましょう（3～5 歳児）。

○ 身の回りの生活用品について

- ・ 年齢によって準備するものは異なりますが、子どもが自分で使いやすいもの、園での生活にふさわしいものを準備し、子ども自身が準備、片づけしやすい工夫を家族で考えていきましょう。
- ・ 洋服やタオル等、私物には自分のものとわかるマークや記名の工夫をしてください。
- ・ 身の回りのもの（布団、支度バック、水筒、コップ、コップ袋、ハンカチ…等）についても服装同様、刺激の強いものは避けましょう。また、リュックにキーホルダー等はつけないようお願いします。
- ・ 髪をまとめるゴムは飾りの付いていないシンプルなものをお使いください。

○ 記名について

- ・ ご家庭で用意していただいたものにはすべて記名をお願いします。
- ・ 記名について、お名前シール等は、剥がれ落ちて、幼い子の口に入る危険がありますので使用を避けていただき、お名前ペン等でしっかりと記名して下さい。

☆ 家庭と園とが共通理解をもって日々の生活を快適に送れますようご協力をお願いします。
不明な点は、いつでも声をおかけください。

☆ デイリープログラム ☆

0～2 歳児 育児担当保育 3～5 歳児 異年齢保育 週に 1 回、年齢別活動の日を設けています。 5 歳児は、2 月頃より学年での生活になります。			
時 間	【 0 歳 児 】	【 1 ・ 2 歳 児 】	【 3 歳以上児（グループ）】
07:00		開 園	
08:00		早 朝 保 育	
		随 時 登 園	
		～ 外 あ そ び 等 (雨天の場合は室内)	～ ※ 9 時までに登園 してください
09:00			毎日体操
09:30	おやつ	おやつ	グループタイム
10:00	あそび 室内のあそび 粗大・操作・構成・休息 ふれあいあそび わらべうた 絵本	あそび 園庭・散歩 室内のあそび 粗大・役割・操作・ 構成・休息 わらべうた 絵本	室内のあそび 役割・構成・ルール・思考・製作／等 課業（わらべうた、環境認識、数、 体育、文学、描画、手仕事） 年齢別活動（週 1 回） 運動タイム（週 1 回）
11:00			10:30 外あそび・散歩
	昼 食	昼 食	
11:30	（離乳食）	※ 個別対応	11:30 3・4 歳児 昼食
12:00	※ 個別対応		あお組タイム
	午 睡(個々のリズムで)	午 睡(個々のリズムで)	12:00 5 歳児 昼食
13:00			午 休 息 (個々のリズムで)
	起床・排泄 (個々のリズムで)	起床・排泄(個々のリズムで)	14:00 起床・排泄
15:00	おやつ	お や つ	14:45 グループタイム
16:00			おやつ
17:00		あ そ び ・ 随 時 降 園	
18:00	延	長 保 育	
19:00		閉 園	

令和 7 年度 年間予定表

小豆餅ゆすらうめこども園

月	園関係	保護者関係	月	園関係	保護者関係
4	父母の会総会 -5 日- 内科健診 - 11 日- 柏餅作り (組) 職員会議	父母の会総会 -5 日- 内科健診 組	10	うんどう週間 (あお組と検討) 職員会議	
5	移動環境教室 (あお組) - 日- 交通安全教室 - 日- ゆすらうめプロジェクト *右記のとおり 内科健診 - 日- - 日- 職員会議	ゆすらうめプロジェクト 組 - 日- 組 - 日- 内科健診 組	11	遠足(4・5 歳児) - 日- 追分小学校交流 (あお組) 環境教室 (あお組) - 日- 内科健診 - 日- 内科健診 - 日- 組 陶芸教室 - 日- 職員会議	保育フェスター23 日- 内科健診 組 組
6	歯の健康教室 - 日- 陶芸皇室 - 日- 昆虫館 (5 歳児) - 日- ゆすらうめプロジェクト *右記のとおり 歯科検診 (1~5 歳児) - 日- 視力検査 (組) 職員会議	ゆすらうめプロジェクト - 日- - 日- 組 ふれあいファミリーデー開始 つくし会の日 - 7 日-	12	もちつき会 - 日- 職員会議 保育納め - 27 日-	もちつき会 - 日- 保育納め 保育は 13 時まで
7	ゆすらうめプロジェクト *右記のとおり 職員会議	組 - 日- 組 - 日-	1	保育始め 5 日 こままわしの日 ゆすらうめプロジェクト *右記のとおり 職員会議	ゆすらうめプロジェクト - 日- - 日- - 日-
8	職員会議	夏季休業期間(1 号認定児) 1 日~16 日 夏季特別保育 11 日~16 日	2	園内豆まき会 - 3 日- ゆすらうめプロジェクト *右記のとおり 職員会議	ゆすらうめプロジェクト 組 - 日- 組 - 日- 組 - 日-
9	防災訓練 - 1 日- 職員会議	引渡訓練	3	なかよし遠足 - 日- ありがとうの会・ ありがとうランチ - 日- 卒園の集い - 日- 重要事項説明会 - 日- 職員会議 新年度準備 3/23~31	卒園の集い - - R7 新規入所児家庭対象 新年度準備 3/23~31

※ 身体測定・避難訓練は毎月実施します。

※ 誕生日のお祝いは、誕生日当日に行います (土・日の場合は、その前の金曜日に行います。)

※ 6 月中旬から 12 月中旬までの期間に『ふれあいファミリーデー』としてご家族の保育参加を実施します。

※ この年間行事予定表は、予定表ですので変更する場合があります。ご了承ください。

保護者各位

浜松市中央区小豆餅四丁目 18-2
小豆餅ゆすらうめこども園
園長 宇野 富子

園生活についてのお約束

次のことを十分ご留意頂くとともに、ご理解くださるようお願いいたします。

1. 当園は、健康なお子様を預かる施設です。当日体調の悪いお子様は、お預かりできません。
2. 保育中、発熱・怪我などで緊急に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。迅速な対応をお願いします。
集団生活に支障のある場合には、家庭での休養等をお願いする場合があります。
3. 在園中は細心の注意を払って保育いたしますが、万一怪我や病気などで緊急に医療機関に通院した場合、治療費については、健康保険証（乳幼児受給者証）を使用させていただきます。
また、園で加入している賠償責任保険及び傷害保険の範囲においての手当てとさせていただきますので、ご理解をお願いします。
4. 小学校就学時には、各小学校へ保育歴・保育状況等の情報を要録として提出することが義務付けられておりますのでご承知おきください。
5. 送・迎は、保育時間内に『送迎確認書』で届け出ている方でお願いします。
6. 退園・住所変更・勤務先変更の場合は、必ず速やかに園へ連絡をしてください。
7. 保護者の方が、園内及び園児の撮影をすることは、日常生活の妨げになると共に、個人情報の漏洩に抵触するおそれがあるため、禁止とさせていただきます。

※ 重要事項説明書の内容（上記 1～7 を含む）について承知いたしました。

個人情報（写真の扱い）について

当園では、日々の保育の様子・行事の様子等をお便り・ホームページ等で発信をしていきます。しかし、個人情報について、むやみに他者(所)へ公開をすることはいたしません。
写真等のメディア公開について同意の意志を選択してください。

写真使用について 1. 同意します。 2. 同意しません。

※ 個人情報の使用については、上記のようにお願いします。

小豆餅ゆすらうめこども園 園長宛

令和 年 月 日
〒 ー
住 所
電 話 番 号
保護者氏名
園 児 氏 名

「小豆餅ゆすらうめこども園」利用契約書

社会福祉法人住吉会小豆餅ゆすらうめこども園(以下「当園」という。)と教育・保育給付認定こども(以下「園児」という)及びその教育・保育給付認定保護者(以下「保護者等」という。)は、保護者等が当園を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当園は、保護者に対して発行されている教育・保育給付認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、当園が「重要事項説明書(入園案内含む)」に基づき説明した内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務(利用者負担その他の費用の支払を含む。)を履行することとする。
- 3 この契約の有効期限は、令和 年 4 月 1 日から 令和 年 3 月 31 日(修了最終日)までとする。

上記内容を証するため、本書 2 通を作成し、当園と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

当該施設 事業者・代表者 社会福祉法人住吉会 理事長 増谷 昌子

住所 浜松市中央区小豆餅四丁目 18-2

施設名 小豆餅ゆすらうめこども園

園長 園長 宇野 富子 ㊟

保護者等 保護者住所 _____

保護者氏名 _____

園児氏名 _____

○ 保護者負担金、保育用品

品名		購入対象	単価(円)	備考	注文・集金について	
環境充実費		全員	4,200	玩具・教具等の整備、保育の可視化・保育の質の充実に係る費用として	年度当初集金 ※ 途中入所・退園の場合は、 月割りで計算します (1 円以下切り捨て)	
保健衛生充実費		全員	1,500	衛生用品・子どもの健康及び安全確保の充実費として		
保育消耗品費		0・1 歳児	480	クレヨン・色紙・絵具・画用紙/ 等園児が使用する保育材料費として		
		2 歳児	960			
		3 歳児	1,500			
		4・5 歳児	1,800			
名前ゴム印		全員	200	事務整理のため	入園時 (卒・退園時返却)	別紙注文書にて 申込み まとめて集金
お便りパック		全員	300	各種お便り・集金袋などをまとめるため	入園時	
乳幼児連絡票		0・1 歳児	300	家庭と園との情報共有のため	入園時	
連絡ノート		2・3・4・5 歳児	110		入園時・ 随時購入可	
集金袋		全員	80	現金集金のため	年度毎	
バースデイブック		全員	440	お誕生日の記念として	年度毎	
自由画帳		3・4・5 歳児	400	室内あそびでお絵描きをするときに使用	入園時・ 随時購入可	
作品ファイル		3・4・5 歳児	100	平面的な作品をファイルする	入園時・ 随時購入可	
作品パック		4・5 歳	100	立体的な作品をファイルする	随時	
黄帽		3・4・5 歳児	1,000	運動タイム、園外活動時等 着用	別紙注文書にて申込み まとめて集金	
体操シャツ	半そで	3・4・5 歳児	2,600			
	長そで		3,100			
体操ズボン	半ズボン	3・4・5 歳児	2,900			
	長ズボン		3,900			
すぎな会（父母の会）		全員	月額 500	つくし会活動費として	2 ヶ月毎 集金	

午睡用コットリース代	0・1・2 歳児	月額 300	午睡用簡易ベッドとして使用	別紙申込書にて受付、随時申込可
月刊絵本購読費	全員	月額 460	保育中に読み聞かせ等で使用	入所面接時に確認

※ 単価は、変更することがあります。

社会福祉法人住吉会
小豆餅ゆすらうめこども園
浜松市中区小豆餅四丁目 18 番 2 号
TEL 053-414-0001
FAX 053-414-0002